

生涯学習・社会教育に関する自治体ヒアリングの結果

令和4年10月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ヒアリング概要

◆ ヒアリング趣旨

第11期中央教育審議会生涯学習分科会において議論された内容を踏まえ、社会教育施設の活用促進や社会教育人材の登用・促進等の今後の社会教育・生涯学習の振興方策について、さらなる検討を進めるため、先進的・特徴的な取組（※）を行っている自治体に対し、ヒアリングを実施。

◆ ヒアリング対象

東京都国立市、埼玉県川口市、長野県飯田市、岐阜県高山市、京都府長岡京市、島根県雲南市、岡山県岡山市

◆ ヒアリング時点

令和4年8月～9月

(※) 上記自治体について、以下の点等から先進的・特徴的な取組であると選定。

- ・社会教育主事の公民館主事との兼任をしている
- ・社会教育主事のネットワークがある
- ・公民館における営利事業を実施している
- ・社会教育施設を首長部局へ移管している 等

ヒアリング先への質問事項

◆ 社会教育施設関係

- ・ 公民館の利用者
- ・ 子供やその親を対象とした公民館事業の実施状況
- ・ 公民館のデジタル化・DXの状況
- ・ デジタルデバイドの解消に向けた取組
- ・ 公民館の運営
- ・ 首長部局、関係部署、学校等との連携
- ・ 公民館における営利事業
- ・ 公民館類似施設における営利事業やその他の活動 等

◆ 社会教育人材関係

- ・ 社会教育主事の配置やその役割
- ・ 社会教育士の活躍の場やネットワーク化
- ・ 社会教育主事講習
- ・ 社会教育主事や社会教育士の継続研修 等

ヒアリング結果（社会教育施設関係①）

◆ 社会教育施設関係

（1）公民館の利用者

- ・ 利用者の年齢層は高齢層が中心であり、利用者層が固定化していることや、公民館利用や地域参加に制約を受けている層へのアプローチが課題だと感じている。そのため、子育て中の方、外国人、障害者等に対して、一定の配慮を行った学級・講座を実施している。
- ・ 若年層や現役世代の利用が少ないことが課題であり、若者も含めたより多様な人に公民館を利用していただきたいと考えている。
- ・ 中高生から50代の利用が少なく、地域コミュニティの担い手の確保や、活動の継続のために、多様な世代に公民館活動に参加していただきたい。そのためには、働く世代でも参加したいと思わせる取組が必要だと考えている。

（2）子供やその親を対象とした公民館事業の実施状況

- ・ 子供の居場所として、夏休みの子供の居場所づくり（体験活動、異年齢や地域の大人との交流）、自習広場の開放、子供食堂等を行っている。
- ・ 地域の担い手不足が課題となっており、地域の中高生の活躍の場を設け、地域とのつながりを作っていく取組を推進中。また、地域未来塾という学習支援の取組も進めている。そのほかにも、大学生のインターンシップや、大学と連携協定を結び、1年間公民館の地域活動をしてもらっている。
- ・ 幼児家庭教育学級や子育てふれあいルーム、児童室の一般開放等をおこなっている。
- ・ 乳幼児親子を対象とした遊びと交流の場を設け、一部にコーディネーターも配置している。
- ・ 空きスペース等を中高生の自主学習の場として開放している。
- ・ 乳幼児期から高校までの体系的なキャリア教育の視点を持ち、育成事業や地域学校協働活動を進めている。特に、「地域人教育」として、地域と高校生との協働活動を通じた次世代育成に力を入れている。

ヒアリング結果（社会教育施設関係②）

（3）公民館のデジタル化・DXの状況

- ・ Wi-Fiルーター貸出を行っている。
- ・ ウェブ上で施設予約ができるシステムを導入予定である。
- ・ 公民館のオンライン予約とキャッシュレス決済の導入を検討している。オンラインを利用し、県外講師による講座、複数会場による講座、外国人留学生との交流、日本語教室などを実施している。
- ・ 回線の高速化や全館でのWi-Fi利用促進などを進めるためには、設備充実のための補助金など、財源が必要である。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金の応募を検討している。
- ・ 職員や利用者の技術の問題など、デジタル活用を進める人材が不足している。
- ・ コロナ禍で学びを止めないために、全公民館でWi-Fiを整備し、オンライン併用の講座等を実施している。一方で、デジタル化を進めていくにあたり、公民館利用者自身（特に高齢者）が機能を扱えない場合も多く、課題と感じている。

（4）デジタルデバイドの解消に向けた取組

- ・ シニア世代のためのスマートフォン講座を携帯電話会社に講師になってもらい開催した。基本的な操作だけでなく、個人情報流出や詐欺などに巻き込まれることがないよう、安全な使用法や注意点も指導した。
- ・ 地域学校協働活動として、大人も子供も対象とした情報モラル研修会を開催している。
- ・ 地域自主組織役職員を対象に情報セキュリティ研修を開催している。
- ・ キャッシュレス決済講座を実施している。

ヒアリング結果（社会教育施設関係③）

（５）公民館の運営

- ・ 公民館運営審議会を設置しており、年間事業報告や計画、予算を説明の上、課題の共有や解決策などを議論し、使用基準の人数制限緩和や回数制限緩和を行った。
- ・ 公民館全体については、社会教育委員会議で協議し、今後の事業や運営に活かしている。また、公民館ごとには公民館運営委員会・協議会を設置し、運営や事業全般にわたって地域住民・利用者の意見やニーズを反映させている。
- ・ 一方で、外部評価については、職員の負担も大きいため、公民館運営審議会の適切な活用も重要。また、何を評価するのかという視点が重要であり、数値で表せる「講座等の開催回数」等ではなく、住民の学習成果がまちづくりに活かされているか、市民からの声が反映できているか等の説明責任が果たすことが重要。
- ・ デジタルリテラシーや防災に関する学習など、社会課題の解決のために行われる学習は人が集まらない場合もあり、地域住民と行政の意識の違いを課題と感じているとの意見もあった。

（６）首長部局、関係部署、学校等との連携

- ・ 公民館職員を市長部局の併任とし、市長部局所属の地域担当職員は各公民館で1名勤務し、防災学習、高齢者見守り活動、地域主体の行事の開催支援、環境美化活動等を担当している。
- ・ 社会教育主事の発令をされた公民館主事はもちろん、各公民館主事が首長部局等と連携した取組を進めている。
- ・ 放置された竹林があり、景観が損なわれるだけでなく、不法投棄もあり、問題となっていた。これに対し、地域住民、事業者、自治振興センターや公民館が協働し、竹林を整備した。この取組を地元小学校とも連携し、地域づくりにも生かしている。
- ・ 学校や公民館を活用し、放課後子供教室や寺子屋などの長期休業の子供の居場所づくりを実施している。
- ・ 小学校の体育館に社会教育ルーム（現在はまちづくり協議会の事務局）を設置し、地域と学校が一体となって様々な活動に取り組んでいる。

ヒアリング結果（社会教育施設関係④）

（7）公民館における営利事業

- 自治体主催の事業に付随する模擬店等については許可している。
- 民間事業者の営利事業に対しては、行政事業に紐づいていたり、委託を受けていたりする場合は貸している。
- 講師として民間事業者を招聘することはあるが、公民館運営審議会から社会教育法第23条の解釈について、疑問の声があがったことがあった。文部科学省として、社会教育法第23条の解釈を事例に基づいて発信してほしい。
- 非営利の任意団体が運営する喫茶店が公民館内で営業している。
- 主催講座に関連する書籍や教材の販売、公民館まつりにおける地域団体の販売や福祉作業所など公益性のある販売は認めている。
- 公民館敷地外の広場を目的外使用として、公民館の外の広場で市民ワゴン、キッチンカー販売を行っている。
- 広く市民を対象とした事業やイベント時の一部物販は認めている。今後、過疎化が進む中で、一部地域では、商店が閉鎖され、地域内での生活必需品の購入ができなくなっている。そのため、衣料品等の日用品の販売や、フリーマーケットのように地元で生産された商品の販売等が出来るとう望ましい。

（8）公民館類似施設における営利事業やその他の活動

- 公民館に代わるものとして交流センターを設置しており、地域自主組織が指定管理者となっている。交流センターでは、地域自主組織が公民館の目的を継承しつつ、市全体で社会教育をさらに盛り上げるための独自の取組を行っている。交流センター内では、宿泊業、マーケットの経営、葉書や切手、植物の種等の販売を行っている。
- 地域自主組織による住民自治の推進が進むことで、生涯学習のみならず、地域づくり、地域福祉、自主防災等を含めた、地域の拠点施設に位置付け、地域住民が主体となり、地域の課題やニーズに応じた自由度の高い活動が可能となり、活動拠点を整備することで、交流センターが学びの場だけでなく、地域課題解決へ向けた実践の場となっている。

ヒアリング結果（社会教育人材関係①）

◆ 社会教育人材関係

（１）社会教育主事の配置やその役割

- ・ 各公民館に社会教育主事を配置している。
- ・ 公民館の現場を重視しており、図書館・博物館は司書・学芸員といった専門職がいるが、公民館にはそうした専門的な資格がなく、一般の行政職員が配置されているため、専門的な分野の知見が足りない状況である。そのため、教育委員会事務局に社会教育主事を1名配置することに加え、社会教育主事の資格をもった専門的な職員を配置し、公民館主事にも社会教育主事の発令を行い、地域自治の仕組、公民館活動において専門的な視点から公民館主事の役割を果たすようにしている。
- ・ 社会教育主事を増員したことで、公民館職員に対する研修や助言等を行う機会が増え、公民館職員の資質向上につながった。
- ・ 専任の社会教育主事を廃止してしまったため、専門的職員がいなくなり、住民のニーズに合った事業の企画・実施や体制が弱くなってきている。

（２）社会教育士の活躍の場やネットワーク化

- ・ 社会教育士を教育委員会の社会教育担当課内に会計年度任用職員として採用し、首長部局の職員と連携し、国際交流事業に取り組んでいる。
- ・ 市内の社会教育士について情報を収集し、ネットワークづくりのために集まる機会の設定に向けて取り組んでいる。
- ・ 市の職員で社会教育士になっている人の把握はできるが、職員以外で社会教育士の称号を取得している人の把握はできないため、行政との関係性の構築は困難。
- ・ 都道府県内の情報がストックされて、社会教育士の緩いネットワークがあったり、そこで研修等があったりするとよい。
- ・ 地域学校協働活動推進員については、地域のなり手の確保とともに、職責に見合った資質向上が必要という意見があった。

ヒアリング結果（社会教育人材関係②）

（3）社会教育主事講習

- ・ 専門性を活かすためには必要な研修だと思っている。
- ・ 必要な理論の修得や実践的な演習ができ、とてもよかった。
- ・ 講習の場で別の受講者と交流ができたことは貴重な経験であった。
- ・ マネジメント能力やプレゼンテーション能力を高めるものを追加してほしい。
- ・ 近隣に大学等がなく、社会教育主事講習等への参加については、宿泊などが必要であり、時間的・金銭的負担が大きい。
- ・ 長期派遣をすることが体制上難しいため、日数の短縮やオンライン受講ができると、遠隔地からでも受講しやすく、ありがたい。
- ・ コロナ禍もあり、デジタルの活用方法といった研修も重要だと思う。
- ・ 地域の様々な経験をし、社会教育士としての能力を有している人がいるが、その人たちが必ずしも社会教育主事資格を持っているわけではない。
- ・ 業務の兼ね合いで主事講習を受けるのが難しい場合がある。 資質や能力がある人が主事講習なしで主事になる制度があれば、社会教育主事の配置促進が期待できると思う。

（4）社会教育主事や社会教育士の継続研修

- ・ 県で社会教育主事等を対象とした研修会を開催しており、市町村はそれに参加している。
- ・ 自治体内で月に一度公民館主事が集まる主事会を実施しており、その際に研修を実施している。（公民館主事21名中7名に社会教育主事を発令している。）
- ・ 新たな課題に対応するため、先進的かつ多様な取組や新たな学習方法を学ぶ機会を継続的に確保していくことが必要だと考えている。
- ・ 現職者向けに、これまでの実践・実務経験を振り返る学びの機会を、都道府県でも一定の責任をもって実施していく体制の構築が必要だと思う。